

結核予防会の検診車による検診です。学校や職場で受診できる方、妊娠中の方は受診できません。

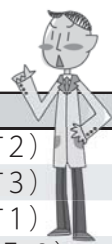
対象	料金
40～64歳	住民税課税世帯＝400円 非課税世帯＝100円
65歳以上	無料

\*<sup>かくたん</sup>喀痰検査は、40～69歳は800円、70歳以上と非課税世帯は200円です。

\*事前の申し込みは不要です。

日時	会場
7月11日(月)	9:00～9:30 西の里公民館前 (西の里南1)
	10:00～10:30 西の里団地集会所前 (西の里北5)
	11:00～11:30 西の里白樺会館前 (西の里東3)
	13:00～13:30 共栄会館前 (共栄町4)
	14:00～14:30 東共栄会館前 (東共栄2)
12日(火)	9:00～9:30 稲穂南会館前 (稲穂町西7)
	10:00～10:30 東記念館前 (朝日町5)
	11:00～11:30 富ヶ岡会館前 (新富町東2)
	13:00～13:30 双葉小学校前 (若葉町3)
	14:00～15:00 団地住民センター前 (泉町1)

受診するときは、印鑑が必要です  
当日は忘れずにお持ちください



日時	会場
13日(水)	9:00～9:30 第1住区集会所前 (広葉町2)
	10:00～10:30 第2住区集会所前 (青葉町3)
	11:00～11:30 第4住区集会所前 (緑陽町1)
	13:00～13:30 北進町団地集会所前 (北進町2)
	14:00～14:30 第3住区集会所前 (里見町4)
14日(木)	9:00～9:30 大曲四里塚会館前 (大曲柏葉5)
	10:00～10:30 大曲北鈴会館前 (大曲緑ヶ丘1)
	11:00～11:30 のぞみ野・東栄会館前 (大曲末広3)
	13:00～13:30 大曲柏葉台会館前 (大曲柏葉2)
	14:00～14:30 大曲会館前 (大曲中央2)
15日(金)	8:45～9:15 広葉交流センター前 (広葉町3)
	10:00～10:30 大曲光の街会館前 (大曲光2)
	11:00～11:30 南ヶ丘会館前 (大曲南ヶ丘4)
	13:00～13:30 希望ヶ丘会館前 (希望ヶ丘5)
	14:00～14:30 農民研修センター前 (輪厚中央4)

保健 保険証・受給者証などの更新

問合せ先は、各記事の最後に記載

国民健康保険

7月31日までに新しい被保険者証などを送付します。

有効期限 平成29年7月31日

\*期限までに75歳になる方は、誕生日の前日までです。

◆70～74歳が対象の被保険者証兼高齢受給者証  
自己負担額の割合

- 昭和19年4月1日以前に生まれた方＝1割
- 昭和19年4月2日以降に生まれた方＝2割
- 現役並み所得がある方＝3割

\*毎月の医療費の自己負担額は、限度額までになります。ただし、住民税非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。

これから70歳になる方は…

70歳になる誕生月の末までに送付します。使用できるのは、70歳になる誕生月の翌月からです。

\*誕生日が1日の方は、前月の末までに送付します。使用できるのは、誕生月からです。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

病院などの窓口で提示すると、自己負担額が認定証に示された区分の限度額までになります。住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代なども減額されます。

\*毎年申請が必要です。すでにお持ちの方には、7月上旬に申請書を送付します。申請は随時受け付けます。

◆特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤の投与が原因のHIV感染症の治療を受けるときに、病院などの窓口で提示すると、自己負担限度額までになります。すでにお持ちの方には、8月1日から有効の受療証を送付します。

\*新規の方は、手続きが必要です。

問合せ 保険年金課 (内線707)

子ども医療・ひとり親家庭等医療・  
重度心身障がい者医療

前年の所得状況などを確認し、更新の要件に該当する方には7月31日までに新しい受給者証を送付します。

\*子ども医療で中学生の場合は、助成範囲が入院だけのため送付しません。必要な方は申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

\*1月2日以降に転入した方は、平成28年度の所得課税証明書の提出が必要です。対象となる方には6月中旬に通知しました。早めに提出してください。

問合せ 保険年金課 (内線663)

後期高齢者医療

7月31日までに、新しい被保険者証などを送付します。届いたら、そちらを使用してください。

◆被保険者証

平成27年中の所得に基づいて、負担割合が決定します。自己負担額の割合

- 一般の方＝1割 ●現役並み所得がある方＝3割
- \*住民税課税標準額が145万円以上ある被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者は3割です。ただし、同じ世帯の被保険者の収入が一定額未満であれば、申請すると1割になります。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

入院時の医療費の自己負担額や食事代が減額されます。新たに対象となった方は、申請が必要です。

対象 住民税非課税世帯

◆医療費通知を送付

今年から、対象期間内で医療機関に受診した全ての被保険者に送付します。通知不要の方は連絡してください。

問合せ 保険年金課 (内線730)